

【今回の論点案】

- ①新たな学びに対応した教科書の使用のあり方をどのように考えるか・P2
- ②検定の対象範囲やデジタルの機能の扱いをどのように考えるべきか・P4
- ③デジタルな形態の教科書をどのように採択するか。・・・・・・・・・・P13

論点①（新たな学びに対応した教科書の使用の在り方をどのように考えるか）

- 教科書の内容や分量が大幅に増加している中、教育現場では教科書の内容を網羅的に教えなくてはならないという考え方が依然として根強く、負担感を生んでいるという実態も指摘されており、中間まとめではその意識改革に向けた取組を行う必要性を示している。（※1）

【論点①-A】

（教科書を網羅的に教えなくてはならないのか）

- 教科書は学校において使用しなければならないこととされているが、そもそも教科書は教科の主たる「教材」（指導の材料）であり、「何を教えなくてはならないか」は教育課程の基準たる学習指導要領において定められている。学習指導要領に基づく具体的な指導の在り方は学校や教員の裁量に基づく多様な創意工夫が前提とされており、それは指導の材料である教科書の取扱いについても同様であると考えられる。また、教科書には学習指導要領に記載の無い内容や、より発展的な学習内容や児童生徒の関心等に応じた多様な情報なども含まれていることも踏まえれば、限られた授業時間において、教科書を網羅的に一律に指導する必要があるものではなく、そのような指導のみをもって授業を完結させることは必ずしも適当ではない。（※2）

【論点①-B】

（教科書の使用の在り方）

- 教科書の使用の在り方については、学びの在り方に対応して変わっていくものであると考えられる。こうしたことは累次の報告でも触れられているところであるが、次期学習指導要領の議論においても、1人1台端末の整備により子供たちが多様な学習材に自らアクセスできるようになるなど、デジタル学習基盤が常に利用可能であることを念頭に、各教科等固有の学習過程を示していく方向性が示されていることなどを踏まえ、中間まとめで示したように、教科書に加えて学習場面に応じて適切な学習材を選択して使用し、個別最適で協働的な学びを充実させていくという教科書の使用の在り方につなげていくため、どのような取組が考えられるか。

（参考）これまでの関連の報告

平成20年検定審報告では、個に応じた指導の充実を図ることとされた改訂学習指導要領を踏まえ、発展的な学習に関する内容の充実など教科書の質・量両面での格段の充実を求めるとともに、それに当たっては、「教科書に記述されている内容は、すべて教えるものである」という従来型の教科書観の転換が求められるとした。

平成28年の中教審答申では、「『主体的・対話的で深い学び』を実現するには、教科書自体もそうした学びに対応したものに変わり、教科書以外の様々な教材も組み合わせることで子供の学びの質を高めていくことが重要である」とことが提言されている。

【参考】

【※1】 デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ（抄）

教科書自体の内容や分量が大幅に増加している中、教育現場では教科書の内容を網羅的に教えずにはならないという考え方が依然として根強く、負担感を生んでいる実態も指摘されているところである。1人1台端末の整備により子供たちが多様な学習材に自らアクセスできるようになってきたという状況の変化も踏まえれば、紙の教科書やデジタル教科書に加えて多様な教材を活用して個別最適な学びと協働的な学びを深めることが求められており、教科書を網羅的に教えることに縛られるのではなく、教科書に加えて学習場面に応じて適切な学習材を選択して使用するという意識の改革に向けた取組を行うとともに、次期学習指導要領の検討を踏まえつつ、教科書においては多様な学習材を組み合わせやすくする連携性の向上や内容・分量の精選を行うことが望ましい。

例えば、次期学習指導要領に向けた中央教育審議会への諮問等において問題意識が示されているように、生成AI等が発展する中、個別の知識の集積に止まらない概念としての習得や深い意味理解を促す指導が重要となっており、学びに有益な情報を教科書において網羅するのではなく、教科書は教科等の主要な概念に関する理解をつかみやすいものとしつつ、教科書で得た理解をさらに広げたり深めたりしていくための多様な情報を得る手段として教材を活用していくといった役割分担が考えられる。こうした観点から教科書の内容・構成の見直しを行っていくとすれば、必然的に教科書の記述の精選が必要となると考えられる。また、こうしたことを検討していく上では、次期学習指導要領の検討において、各学校における柔軟な教育課程の編成の在り方についても検討課題となっていることにも留意する必要がある。

【※2】

学校教育法（抄）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。 ※中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校においても同様

教科書の発行に関する臨時措置法（抄）

第2条 この法律において、「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

中央教育審議会答申（平成28年12月）（抄）

資質・能力の育成に向けては、学習指導要領等に基づき、目の前の子供たちの現状を踏まえた具体的な目標の設定や指導の在り方について、学校や教員の裁量に基づく多様な創意工夫が前提とされているものであり、特定の目標や方法に画一化されるものではない。

論点②（検定の対象範囲やデジタルの機能の扱い）

【現状】

（教科書の基本的性質）

- 教科書の基本的性質としては以下のような点が挙げられる。（※1（P11に記載））
 - 授業において教師や児童生徒が用いる主たる教材であり、使用義務が課せられていること
 - 学習指導要領に基づき教育内容が文字や図画等により系統的・組織的に記述されたものであること
 - 教科書に記述された教育内容の質が検定により担保されていること

（検定）

- 教科書検定は、民間の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保の要請に応えるために実施している。
検定においては、民間の著作物である教科書に学習指導要領を踏まえ何をどのように盛り込むかは各発行者の判断であることを前提として、教科書の記述の準拠性・公正性・正確性など、記述の欠陥を審査することがその根幹となっている。

（現行のデジタル教科書の取扱い）

- 教科書代替教材である現行のデジタル教科書は、紙の教科書と「内容が同一」であることから検定は不要となっている。その上で、文字の拡大・色の変更・ルビ表示・音声読み上げなどは、教科書の内容をデジタル化することに伴って変更が必要なものとして、デジタル教科書の「機能」として捉えている（※2（P11に記載））。

【検定の今後の在り方】

【論点②－A】

（検討に当たっての留意点）

- 紙であるかデジタルであるかにかかわらず、次期学習指導要領の議論や論点①の考え方を踏まえると、中間まとめで示したように、新たな学びに対応する教科書や教材の役割として、例えば、
 - ・ 教科書は全ての児童生徒が共通に学ぶべき教科等の中核的な概念をつかみやすいものとして重点を置き、その観点から個別の知識を含む内容・分量を精選しつつ、
 - ・ 教材は教科書で得た理解をさらに広げたり深めたりしていくための多様な情報を得る手段として活用していくといった役割分担が考えられる。
- その上で、デジタル学習基盤においては、これまでの検討でもあったとおり、民間の創意工夫により急速に進展するデジタル技術を教育に取り入れることとし、教科書自体はシンプルで軽いものとして、多種多様なデジタル教材等との連携性を高めることにより効果的に組み合わせ、学習活動全体として個別最適で協働的な学びの充実を図る仕組みに変えることが求められており、こうした環境の実現は、検定に当たっても重要な視点ではないか。

【論点②－B】

（検定の方向性）

【論点②－B－（１）】

- 以上のような考え方からすれば、デジタルな形態も含む教科書の検定に当たっては、
 - 1) 形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による記述内容を審査する（現行と同様）とともに、
 - 2) デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能（本文・図画等の動的表示機能、図形・関数等の操作機能、音声読み上げ、文字の拡大・縮小、書体の変更、色の変更、ルビ表示、ペン・マーカー、など）は教科書のデジタル機能として整理した上で、その検定審査においては、本文等との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとしてはどうか。

（P 9 イメージ参照）

【論点②-B-(2)】

- その際、教科書の記述に対応した音声については、デジタルの読み上げに関する機能として捉え、検定審査においては、他のデジタル機能と同様に、原則として本文等との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることを基本とすることが考えられる。なお、英語における音声などについては、教科用図書検定調査審議会において引き続き検討することが必要ではないか。

【論点②-B-(3)】

- また、デジタルの良さを生かした多様な教科書づくりを一層推進する観点から、教科書の記述内容の効果的な理解に資するものとして、教科書に文字や図画等として示された内容を動的に表示させたり操作したりすることができる機能の扱いについても検討が必要ではないか。

【論点②-B-(4)】

- 以上を踏まえつつ、教科書のデジタル部分の具体的な検定方法や、どのようなデジタルコンテンツが教科書のデジタル機能に該当するかなど、検定上の取扱いについては、上記の基本的な考え方に基づき、次期学習指導要領の実施に合わせた教科書の制作に間に合うよう、教科用図書検定調査審議会において、専門的な見地から審議を行うことが必要ではないか。

※ なお、教科書の記述として表示されていない独立した内容の動画については、

- ・教科書が、授業で教師が用いることを前提とするものであって、今後は内容・分量が精選され、シンプルで軽いものという基本的性質や役割を有するものであること
- ・デジタル技術の進展等に伴い日進月歩により新しいコンテンツが生み出され、更新される性質のものであること
- ・無数の画像等の集まりであって膨大な情報量があること
- ・厳密に内容を確認した上で部分的な修正を行うことが非常に困難であること
- ・こうした点について教科書発行者等の関係団体からも意見が出ていること

を踏まえれば、動画それ自体を教科書として位置付け検定の対象とするのではなく、むしろ教科書の理解を広げたり深めたりする教材として位置付け、教科書との円滑な接続に配慮するようにすることが考えられる。

【論点②-B-(5)】

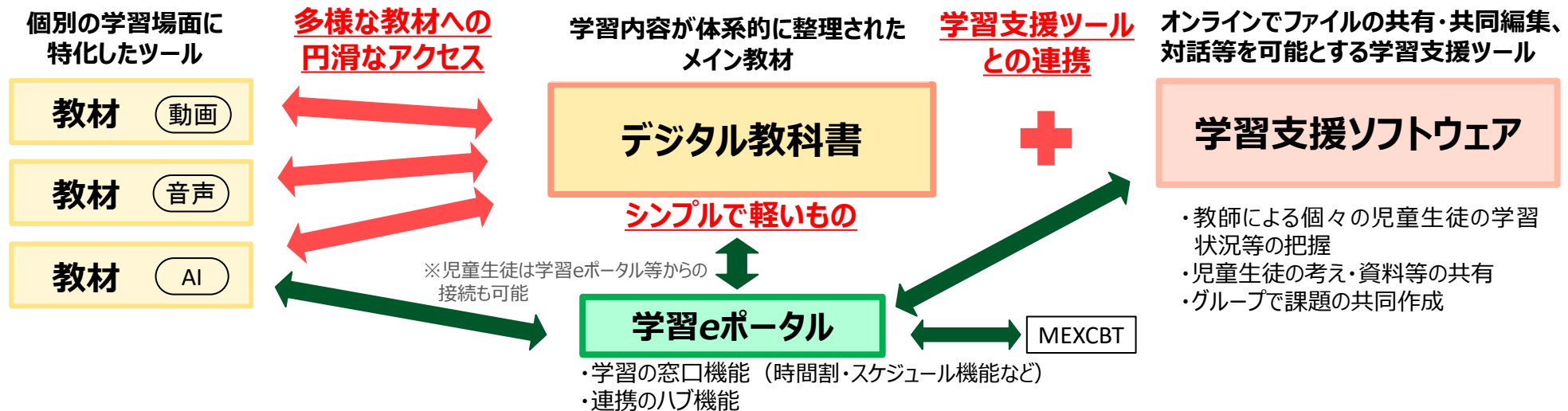
- デジタル教材については、現在、インターネット上などで様々なものが提供されているが、これら教材と教科書との線引きを外観上も明確にすることとした上で、検定や採択時点では教科書とは切り離し、教科書の連携性を高めて多様な教材と組み合わせやすくしつつ、使用段階で教科書と一体的に使用できるようにしていくことで児童生徒の学びの充実を図っていくことが期待されるのではないか。（P9 イメージ参照）

【論点②ーC】

(その他)

- 仮に同一内容で複数の形態による教科書が編集・申請される場合における負担軽減方策は考えられるか。

- GIGAスクール構想の下で、学校における「デジタル教材」や「学習支援ソフトウェア」等の導入が加速
- 教科書のデジタル化により、デジタルの強みを生かして教科書と教材、ソフトウェアを効果的に組み合わせ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実につなげる



個別最適な学びの充実

- ・教科書の単元にあわせてデジタルドリル等を使用することができる



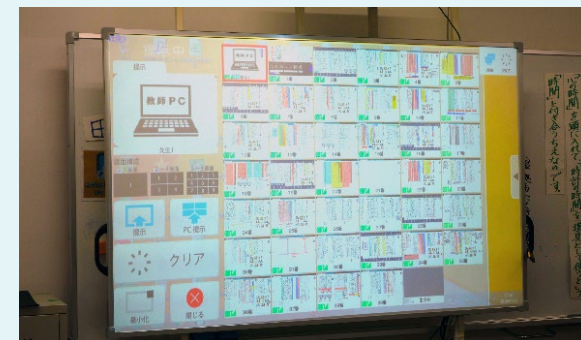
- ・学習履歴に基づいてAI機能も活用し個別最適化学習

※デジタル教科書配信事業者のサービス例

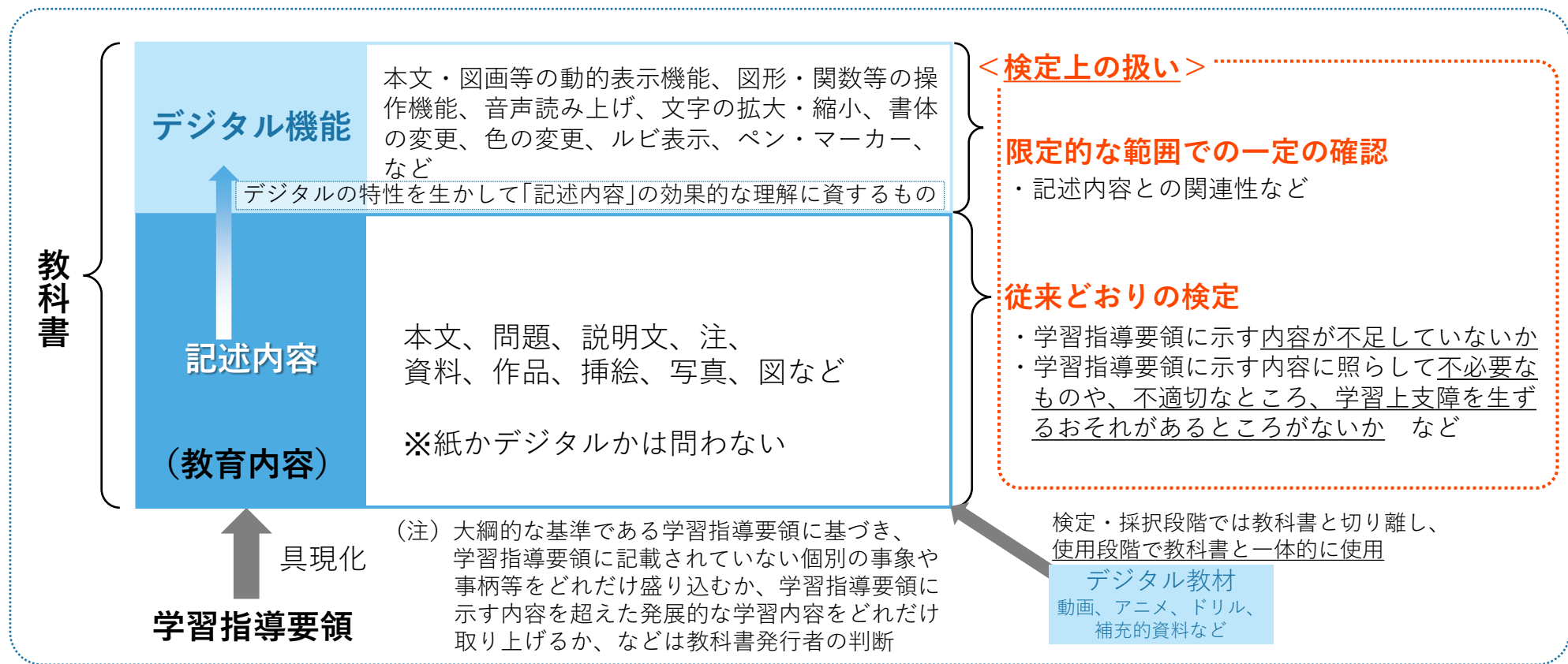


協働的な学びの充実

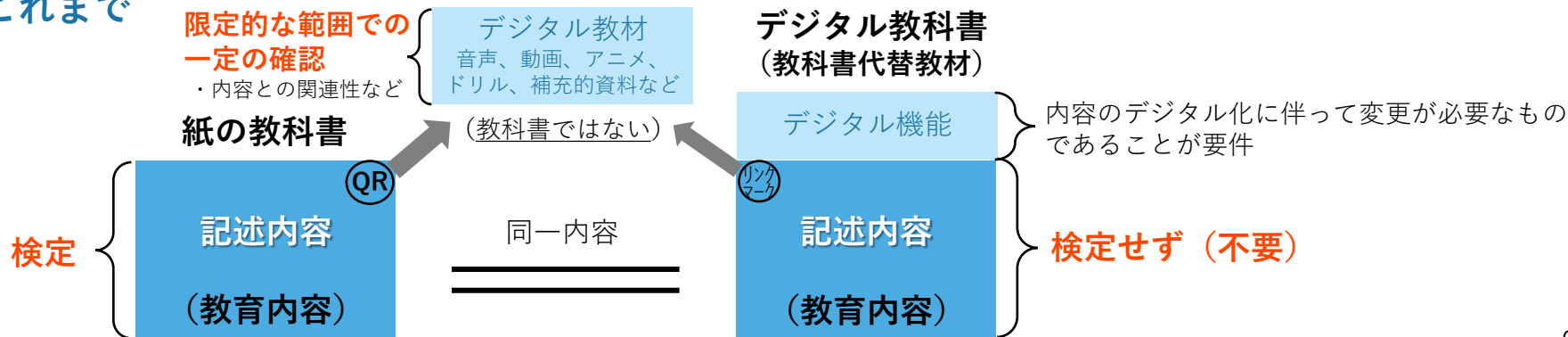
- ・学習支援ソフトと連携し、個々の考えを瞬時に全体共有し、議論することができる



【イメージ】教科書、検定の範囲、デジタル機能の扱い



(参考) これまで



【中間まとめ】

(教科書の範囲、内容・構成)

- デジタル教科書を教科用図書として位置付ける場合であっても、紙の教科書と同様に、学習指導要領に基づき指導する内容が組織排列された主たる教材としての役割は変わるものではないことからすれば、教科用図書として認められる範囲としては、検定を経ることを前提として学習指導要領に基づく必須の内容が活字や図表などにより系統的・組織的に記載されたものであることが必要である。

他方、主たる教材を補完するものとして作成されるドリル、ワーク、資料集、動画などは、教科書の内容をより深めたり、広げたり、学習を支援したりする副教材として、必要に応じて学校の判断により用いられるものである。

そうしたことを踏まえれば、教科書と教材それぞれの意義を踏まえた創意工夫が図られるようにしつつ、児童生徒が教科書を使用する場面で教材と一体的に活用できるようにすることが、持続可能で豊かな学習環境の構築の観点から望ましいと考えられる。

(QRコードなどを介して紙媒体の教科書と接続して使用されるコンテンツの取扱い)

- 上記の教科書の範囲に関する整理を前提として、近年、紙の教科書において大幅に増加しているQRコード先のデジタルコンテンツについての整理も併せて必要となる。従前のコンテンツは、それ自体が学習指導要領における指導事項を系統的・組織的に表すものではなく、教科書本文の理解を深めるための副次的に用いる「教材」として理解されてきたところである。

今後、教科書としてデジタル媒体によるものが全部又は一部において可能となった場合、従前より「教材」として考えられてきたコンテンツは、教科書と一体的に使用されるのか独立して使用されるのかにかかわらず、引き続き教材としての位置付けは変わらない。

他方、学習指導要領における指導事項が系統的・組織的に記載される教科書の一部として認められるデジタルコンテンツは、教科用図書としての位置付けが与えられる。例えば、従前は紙媒体の教科書において記載されていた範囲の内容がデジタルコンテンツに置き変わる場合、その部分は引き続き教科書として認められるものである。こうした整理は、全部がデジタル媒体による教科書はもとより、一部がデジタル媒体のハイブリッドの教科書においても、適用することが必要である。

- こうした考え方に立つと、現在、教育委員会等における教科書採択のプロセスにおいて、本来教科書ではないQRコード先のコンテンツを調査研究の対象としたり採択の考慮事項にしたりする割合が大きくなっている状況や、その状況に鑑みて教科書発行者が編集段階でQRコードを増やしている状況は、教科書の内容に応じて採択すべき教科書を判断するという採択本来の趣旨に照らして望ましいことではない。また、増加するQRコード先のコンテンツを全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じていることも指摘されている。こうした状況は、増大する教育現場及び教科書発行者の負担感を低減する観点からも是正する必要があると考えられる。

このため、QRコードを通じて紙の教科書と一体的に提供され採択の判断の対象となりうるデジタルコンテンツは、あくまで教科書の一部として認められるデジタルコンテンツに限定されるべきものであり、その要請を担保するため、例えば、教科書とデジタル教材が別々に提供された場合でも使用する段階で一体的に使用できるよう、教科書のデジタル部分の連携性を高めつつ、検定や採択時点においては、補完的な教材として位置付けられるデジタル教材が教科書と一体的に提供されないようにすることにより、教科書以外の要因により採択に影響が出ないようにする方策の検討が今後必要と考えられる。

【参考】

【※1】

教科書の発行に関する臨時措置法（抄）

第2条 「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

義務教育諸学校教科用図書検定基準（抄） ※高等学校も同様の内容

- ・学習指導要領に示す教科及び学年、分野又は言語の「目標」に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項を不足なく取り上げていること。
- ・本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。

【※2】

学校教育法（抄）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

学校教育法施行規則（抄）

第56条の5 学校教育法第34条第2項に規定する教材は、同条第一項に規定する教科用図書の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴つて変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。

【関係団体の主な意見】（詳細は第7回WG資料5及び参考資料6を参照）

- デジタルコンテンツや機能などが教科書として認められる範囲やその検定の在り方については、教科書の著作・編修の方針やコストに大きく影響するので、教科書発行者の意見も十分に踏まえて議論を進めてほしい。
- 動画については、デジタル技術の進展等に伴い、日々、多様なコンテンツが生み出され更新される性質のもの。各発行者の責任のもと、随時に更新することによりその強みが発揮される分野であり、検定の対象とすることは適当ではない。加えて、動画の修正には相応の期間と費用が必要となり、検定審査の限られた期間においては対応が困難である。教科書検定の範囲を議論する際には、特に動画などデジタルコンテンツの特性にも十分配慮してほしい。
- デジタルコンテンツの作成には、通常の教科書紙面の作成に加えて別途の作業期間を確保する必要がある。各発行者が次期学習指導要領に対応した質の高い教科書を著作・編修できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、新しい検定制度の仕組みをできる限り早期に示していただきたい。
- ①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類の教科書の中から、同一内容で複数の形態で申請することが仮にあった場合、それぞれを個別に検定すると負担が過大になるため、負担軽減について何らかの手立てを講じていただきたい。
- QRコード先のコンテンツについて、教科書として認められるものと、副教材として扱うものの線引きを明確にする必要がある。教科書の内容を補完し、学習効果を高める副教材（ドリル、ワーク、資料集、動画等）については、教科書採択の本来の趣旨を維持し、教科書発行者の開発負担の増大を防ぐため、検定の対象範囲から切り離すべき。
- QRコード先のコンテンツが教科書の一部として認められるかどうか、検定において十分に検討し、学習に有効か適切に判断してもらいたい。
- QRコード先のコンテンツが更新された場合の再検定の要否など、質の担保について検討してほしい。

論点③（デジタルな形態の教科書をどのように採択するか）

【論点③－A】

（何をもとに採択するのか）

- 現在、紙の教科書は、実際に供給される教科書と同等の見本本を教科書発行者から教育委員会や学校等に送付し、それに基づいて採択が行われている。
- 教科書代替教材たる現行のデジタル教科書では、一部のページだけではあるものの、実際に提供されるものと同等の見本をクラウド配信により提供している。

【論点③－A－（１）】

- こうしたことを踏まえると、デジタルな形態の教科書を認めることとした場合であっても、教科書見本として採択権者（教育委員会等）に示されるものは、実際に供給・配信される教科書と同等のものを同じような方式で供給・配信し、それに基づいて採択が行われることが適当と考えられるか。

※紙であれば見本本を送付する、デジタルであればデジタル見本版をクラウドで配信することが想定される。

【論点③－A－（２）】

- デジタル見本版の提供方法について、現行のデジタル教科書では、各教育委員会等に対して見本版URLを提供し、採択期間中、教育委員会等により指定された採択に直接関与する者（教育委員、選定委員、調査員等）に閲覧可能としている。また、教科書展示会の閲覧設備により閲覧することも可能としている。このような現行の方法を参考にして検討することが考えられるか。

【論点③－B】

（採択事務の負担軽減）

- デジタルな形態の教科書の採択事務の負担を軽減する観点から、例えば、
 - ・ デジタル機能等を一覧表等で整理して示す
 - ・ 同じような内容で形態の異なる教科書がある場合、内容が同じ部分や異なる部分分かるように示す
 - ・ 混乱が生じないよう実務ルールを作成し、予め担当者への説明機会を設けることなどが考えられるか。

【関係団体の主な意見】（詳細は第7回WG資料5及び参考資料6を参照）

- デジタル部分も教科書採択の対象となる場合、採択事務の負担増が懸念される。
- 採択事務の負担軽減のため、教科書見本の早期提供など採択期間の十分な確保を図ること。
- デジタル教科書の採択では全体像を把握することが困難。
- 円滑な採択を実現するため、提供すべき情報の内容などをより具体的に検討する必要がある。
- デジタルコンテンツの基礎情報を各教科書会社が統一的にまとめた資料を基に採択権者が判断する形が妥当。
- 採択事務のデジタル化やテキストデータの提供を検討できないか。
- 採択委員は、新しいデジタル教科書を実際に使用していないため、利点や操作方法等を認識できないことが予想されるため、新たな採択作業の方法を検討することが必要。
- 新しいデジタル教科書を各学校で実際に使用できる期間を設けた上で、採択を検討できるようにしてほしい。
- 採択に当たり、現場の教師がデジタル教科書を使用したりする時間はなかなかとれないと予想される。
- 紙の教科書と同様、教科書展示会等でデジタルな教科書も一般に閲覧可能にすべき。
- 形態の異なる教科書の見本を提供する流通の在り方や、採択関係者にとどまらない閲覧可能性の増加など静謐な採択環境の確保に配慮してほしい。
- 供給の維持安定や学校現場の混乱を避けるため、義務教育教科書は、形態を含めて現行どおり4年に1回の採択を原則としてほしい。例外として、紙の教科書に戻したい場合が想定されるため、設置者が教育活動の継続に支障を来すと特に認める場合等に限り、同一発行者での変更を可能にした方が良いのではないか。
- 教科書部分と教材部分の区分など検定の対象範囲や機能の扱いを明確にした適切な教科書採択がなされる必要。
- 二次元バーコード先のコンテンツについて、調査研究の対象となる範囲を明確に示すとともに、対象外の内容等が採択に影響を与えないようにするための方策を検討すること。
- 採択にあたり、教材とリンクさせて評価するのかなど、公平公正な評価基準を定める必要がある。